



## 認知症初期集中支援チームにご相談ください

町では、認知症の早期診断・早期対応に向けた「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症になっても、住み慣れた鳩山町で安心して暮らせるよう支援します。

### <認知症初期集中支援チームとは？>

認知症サポート医、看護師や社会福祉士等がチームとなり活動しています。

### <活動内容>

ご本人・ご家族から相談を受け、事前予約時に面談しやすい環境（来所、訪問）を決定し、困っていることについて認知症初期集中支援チームが相談に応じます。

■相談日時 毎月第2水曜日 午後1時30分から（事前予約が必要です）

### <対象者>

- ・40歳以上（若年性認知症を含む）の方
- ・在宅で生活している方

- ・認知症の方及び認知症が疑われる方
- ・以下のような内容等のご相談をお受けします
- ・医療サービスや介護サービスを受けていない（中断している方も含む）
- ・認知症の診断を受けていない
- ・通院拒否等何らかの理由で、治療が中断している
- ・適切な介護サービスに結び付いていない
- ・医療、介護サービスを利用しているが、認知症の行動・心理症状により、ご家族やご近所の方など周りの方が関係者対応に困っている など

まずは下記の間合せ先までお気軽にご相談ください。

■間合せ・申し込み先 町地域包括支援センター  
☎ 296-7700 FAX 298-0077



## 令和2年度 第2回認知症普及啓発コラム

高齢者のうつ症状の中には「気力の低下」や「物忘れ」など、認知症状と間違われやすいものがあります。

「高齢者のうつ病」と「認知症に伴う、うつ状態」とでは、メカニズムも治療方法も異なります。また、「高齢者のうつ病」は、老化現象や他の病気の症状に隠れてしまい、本人も周囲も気が付きにくくなります。

次の症状に心当たりがありましたら、主治医に相談したり、専門の医療機関を受診したりしてください。

### ■特徴的な症状

- 身体的な症状が強い（頭痛、吐き気、不眠、体の痛み）
- 不安やイライラが強い（落ち着かない、腹が立つ）
- 意欲、集中力の低下（反応が鈍くぼんやりしている、興味関心の感情が乏しくなった）

また、高齢者のうつ病は周囲の人たちの対応の仕方も重要となってきます。本人の心をお休みさせるために、以下のことに気を配ってください。

- ゆっくり休ませる（無理に意欲を沸き立たせようとしない）
- 心配のあまり干渉しすぎない
- 重大な決断は後回しにさせる
- 励ましは厳禁

■間合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

### 令和2年度「認知症検診」の実施延期について

町では、例年6月から12月を実施期間として、70歳と75歳の方を対象に「認知症検診」を実施しておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年9月から3月までに実施期間を延期します。

対象の方には8月中旬以降、検診案内を個別通知いたします。状況により、さらに延期する場合には、広報等でお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■間合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

## ご存じですか？国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なとき、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除・納付猶予と段階的な免除基準があり納付しやすい環境となっています。

また、郵送での申請を希望される場合は、日本年金機構のホームページから申請書を印刷していただき、必要事項をご記入のうえ、役場町民健康課へ郵送してください。

### ■現在申請可能な期間

平成30年5月分～令和2年6月分  
※申請月の2年1か月前まで遡って免除を申請することができます。

※令和2年7月分～令和3年6月分の免除申請は令和2年6月から受け付けいたします。

### ■手続きに必要なもの

- ・印鑑（代理申請の場合）
- ・失業を理由に申請（特例）する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書（郵送申請の場合はコピー）

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所（郵送可）

■間合せ 役場町民健康課 保険年金担当  
☎ 296-5891

### 国民健康保険税、後期高齢者医療制度及び介護保険料の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し、国民健康保険税、後期高齢者医療制度及び介護保険料の減免や徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは右記の担当までご相談ください。

### ■国民健康保険税に関する間合せ

税務会計課 賦課担当 ☎ 296-5892

### ■介護保険料に関する間合せ

役場長寿福祉課 介護保険担当 ☎ 296-1210

### ■後期高齢者医療制度に関する間合せ

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891

## 寄贈されたマスクを活用して、妊婦の方、腎臓機能障がいがある方などにマスクを配布しました

鳩山町では、町内で病院を開設している医療法人や、高齢者へのお弁当宅配サービスなどを行う町内事業者から寄贈していただいたマスク1,050枚を活用して、5月11日（月）から、妊婦の方などに1人20枚（生活保護世帯は1世帯20枚）の配布を行いました。

1回目の配布は3月30日（月）から行われ、今回は2回目の配布となりました。

配布した対象者は、万が一新型コロナウイルスにかかった場合、重症化する可能性がある妊婦の方や、腎臓機能や呼吸器機能に障がいがある方、最低限度の生活をする上でマスクの購入が困難な場合がある生活保護世帯の方です。

生活保護世帯、腎臓機能及び呼吸器機能に障がいがある方には、長寿福祉課の職員が、個別訪問やポスティング及び郵送により配布し、妊婦の方には保健センターの保健師及び助産師が、体調や生活状況等を一人ひとり確認したうえで訪問や郵送にて配布しました。

マスクを受け取った方からは「買うことができずに困っていた」「助かります」との声をいただいています。

対象者の皆さまは、配布したマスクをご活用いただき、更なる予防対策や健康維持にお役立てください。

■間合せ 町保健センター ☎ 296-2530  
役場長寿福祉課 ☎ 296-1241